

令和 7 年度障害福祉サービス事業者等集団指導

障がい福祉課関係説明資料

令和 7 年 5 月

三重県子ども・福祉部障がい福祉課

令和7年度に注意すべき点

- ▶ BCP(業務継続計画) 未策定減算 (令和7年度)
 - ー全サービス
- ▶ 「就労選択支援」の実施 (令和7年10月より)
 - ー就労系サービス
- ▶ 「地域連携推進会議」実施の義務化 (令和7年度より)
 - ー共同生活援助、入所支援

BCP（業務継続計画）について

令和6年度の報酬改定において、業務継続計画未策定減算の新設が示されました。

（減算単位）

- ・ 所定単位数の3%を減算

（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 所定単位数の1%を減算

（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

BCP-ガイドライン、ひな形、研修動画

- ▶ 未策定の場合は
厚労省HPを確認ください
- ▶ ガイドライン、ひな形、
研修動画などがアップ
されています
- ▶ 作成後は対策委員会を
開催し、研修や訓練を
通じて改善をお願い
します

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所官の活

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（

障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症が発生した場合であっても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

ガイドライン・ひな形のダウンロードは[こちら](#)

研修動画の構成

総論	各論
1: BCPとは	2: 共通事項 3: 入所・入居系 4: 通所系 5: 訪問系 6: BCPを現場で活用するポイント

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<障害福祉サービス類型毎の対象項目>

- ・入所・入居系サービス: 1, 2, 3, 6
- ・通所系サービス: 1, 2, 4, 6
- ・訪問系サービス: 1, 2, 5, 6
- ・自立生活援助、相談系サービス: 1, 2, 5, 6

[再生リスト](#)

障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について

障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

- ・[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)
- ・[模式ツール集](#)
- ・[ひな形（入所・入居系）](#) ・[ひな形（通所系）](#) ・[ひな形（訪問系）](#)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等について

障害福祉サービスは、障害者その家族等の生活に欠かせないものであり、災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要なことから、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を作成しました。障害福祉サービス施設・事業所でご活用ください。

▶ [PDF 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン \[5.4MB\]](#) [📄](#) [PDF形式: 5,465KB] 別ウィンドウで開く

▶ [W 自然災害BCPひな形 \[505KB\]](#) [📄](#) [WORD形式: 504KB] 別ウィンドウで開く

▶ [PDF 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について \[112KB\]](#) [📄](#)

▶ [動画はこちら](#)

▶ [障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等はこちら](#)

—感染症対応—

—災害対応—

新たなサービス：就労選択支援

令和7年10月1日から、新たなサービスとして「就労選択支援」が創設されます。

(対象者)

○就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

○就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。

○新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本プロセス

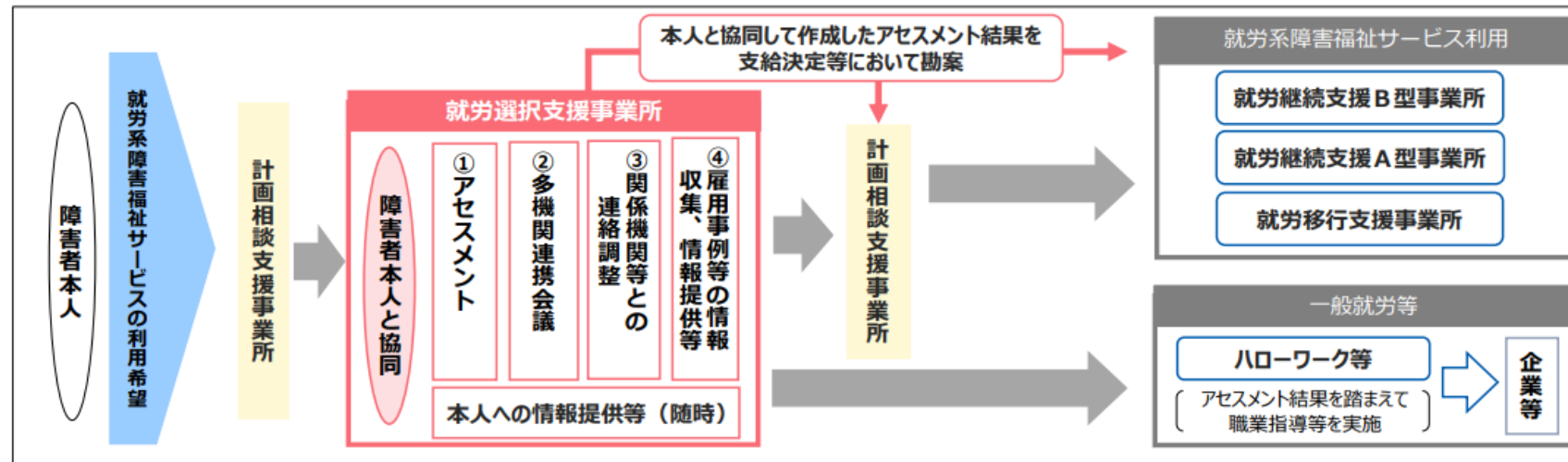
- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
 - 特定事業所集中減算 200単位/月
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15：1以上**
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

新たなサービス：就労選択支援

令和7年3月31日に「就労選択支援」実施についての通知がでているほか、実施マニュアルも公開されています。

(参考)

○就労選択支援について（厚労省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害者福祉サービス等 > 障害者の就労支援対策の状況

福祉・介護 就業選択支援について

- 1 就業選択支援に係る通知
- 2 指定申請の標準様式・留意事項・解釈通知
- 3 事務処理要領・支給決定通知

1 就業選択支援に係る通知

- 【通知】就業選択支援の実施について [276KB]
- 【通知】就業選択支援実施マニュアル [9.3MB]
- 【通知】「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について [419KB]
- 【通知】日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について [229KB]

地域連携推進会議について

令和7年度から、共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援において「外部の目を定期的に入れ、事業運営の透明性を高める等のため」地域連携推進会議（介護分野の運営推進会議に準拠）が義務づけられた。

（参考）

○地域連携推進会議の手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The header includes the MHLW logo and navigation links. The main menu has tabs for 'Policy', 'News', 'Statistics', etc. The 'Policy' tab is selected, leading to a page titled '3. Common Life Assistance'. Under this title, there is a list of documents related to the 'Local Cooperation Promotion Meeting' (地域連携推進会議). The documents are listed with their titles, file sizes, and download icons. The first three documents are highlighted with a red box.

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス等 > 3. 共同生活援助

3. 共同生活援助

(1) 令和5年度障害者総合福祉推進事業

- PDF 「地域連携推進会議の手引き」 [947KB]
- PDF 「地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編」 [1.5MB]
- W 「（会議構成員向け）地域連携推進会議参加依頼文例（フォーマット）」 [28KB]

地域連携推進会議について

(参考)

○令和6年度報酬改定に係るQ&A

Vol.1より抜粋

(地域連携推進会議①)

問 48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

(答)

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

(地域連携推進会議②)

問 49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

(答)

事業所の所在市町村となる。

地域連携推進会議について

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



引き続きの注意事項

- ▶ 指定事業者の更新
- ▶ サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者の資格更新
- ▶ 障害福祉サービス等情報公表制度（WAM NET）—毎年7月末までに報告
- ▶ 障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱い
- ▶ 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱い
- ▶ 業務管理体制の届出

指定事業者の更新手続について

事業所の指定は、6年ごとに更新しなければ効力を失います。

更新手続を行わなかった事業所については、有効期間満了日をもって指定の効力を失い、介護給付費等の報酬を受けられなくなりますので注意してください。

● 指定有効期間の確認方法

新規指定又は更新時に送付した「指定通知書」「指定更新通知書」若しくは
県ホームページに掲載している指定事業者一覧で確認してください。

● 指定更新の手続

指定更新の申請書類を提出してください。提出書類を県で審査し、指定要件を
満たすことが確認できた事業者には、指定更新通知書を交付します。

提出期限：指定有効期間満了日の前月15日必着

例) 有効期間満了日が3月31日の場合

⇒2月15日が更新申請書類の提出期限

※提出期限が土日等閉庁日の場合は、直前の開庁日が
提出期限となります。

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】（平成31年度告示第109号）

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】（平成31年度告示第110号）

【1】 実務経験要件（配置に関する）

- ・条件により年限が異なる。（次スライド: 詳細は告示を参照。）

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験があること。
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験があること。
又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数			特区※3 (大阪・埼玉)		
			国家 資格 者※1	有資 格者 ※2	左記以 外の者	国家 資格 者※1	有資 格者 ※2	左記以 外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年 以上	/	5年 以上	3年 以上		3年 以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。						
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者						
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現; 介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者						
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年 以上	8年 以上	3年 以上	3年 以上		
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者						
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
		e 特別支援学校等の従業者						
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、**公認心理師**のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止(一定の経過措置を設けている)。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者			
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		5年以上	8年以上
		(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、**公認心理師**のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

障害福祉サービス等情報公表制度について (W A M N E T)

1 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者が持続可能で質の高いサービスを提供するために、サービスの質の確保・向上を図っていくことは重要であると考えられています。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法においては、平成30年4月から「情報公表制度」が創設されました。
 - ・ 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を県知事へ報告することを求める
 - ・ 県知事が報告された内容を公表する
- 年1回、報告された内容について更新を行うこととされていますが、未報告の事業所が多数存在しています。

2 報告方法及び期限

- 毎年度、全ての事業所が報告をしていただくこととなります。
- 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」への入力を通じて県へ報告してください。（期限は7月31日まで）

障害者虐待防止の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和3年2月4日）

身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和3年2月4日）

障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて

●会計検査院からの指摘

障害児通所給付費の算定に当たり、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間にもかかわらず、児童指導員等加配として所定の単位数が加算されている事例が見られる。

●厚生労働省の見解

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスの児童指導員等加配加算については、指定基準上、必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業員を配置している場合、児童指導員等加配加算を算定できる。
- ・上記の「必要な従業者の員数」は、指定基準に定める全ての職種を指すもので、児童発達支援管理責任者も含まれる。
- ・よって児童指導員等が指定基準で置くこととしている員数＋１名の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている場合は、本加算を算定することはできない。 （暦月で一ヶ月を超えるような休暇となる場合も含む）

障害児通所支援における定員超過利用減算の 取扱いについて

●会計検査院からの指摘

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されていた。
- ・ 直近の過去3月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていたにも拘わらず、障害児通所給付費の算定に当たり定員超過利用減算（100分の70を乗ずる）を適用せず算定されていた。

●厚生労働省の見解

- ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの指定基準については、原則として利用定員を超えて児童発達支援等の提供を行ってはならない。
- ・ 利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要がある。

●今後の対応

毎月の報酬請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認してください。

業務管理体制の届出

指定障害福祉サービス事業者等に対して、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図ることを目的に法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。（2012年4月～）

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所などの数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

各サービスの新規指定時に、所定の書類を提出して下さい。

（届出の内容、提出先は条件により異なりますので申請時にご確認下さい。）

●届出対象

- ・ 障害福祉サービス事業、障害者支援施設（障害者総合支援法第51条の2）
- ・ 一般相談支援事業、計画相談支援事業（障害総合支援法第51条の31）
- ・ 障害児通所支援事業（児童福祉法第21条の5の26）
- ・ 障害児入所施設（児童福祉法第24条の19の2）
- ・ 障害児相談支援事業（児童福祉法第24条の38）

●提出期限

指定を受けた日から14日以内